

## 社債権者集会の開催事務の効率化ガイドライン（標準モデル）

2022年8月1日  
証券保管振替機構

社債権者が社債権者集会で議決権を行使する場合等に際しては、社債権者は口座管理機関に対して振替口座簿の記録を証明する書面（振替法第86条証明書）の発行依頼を行い、当該証明書の交付を受けた上で、発行者、社債管理者、社債管理補助者又は受託会社に対して提示する必要がある。

社債権者集会が開催される銘柄が、個人向け社債のように多数の社債権者が存在する銘柄である場合には、社債権者から口座管理機関に対する証明書の発行依頼、社債権者から社債管理者に対する当該証明書の提示、社債権者集会の招集者による当該証明書及び議決権行使書の受付並びに社債権者の本人確認といった事務が膨大になり、口座管理機関、発行者及び社債管理者の事務負担が極めて大きくなることが想定される。

また、社債権者集会における決議事項が会社法第724条第2項に規定する特別決議（特別決議の要件：議決権総額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意）である場合には、社債権者集会における定足数を確保する必要があるが、振替制度では、発行者及び社債管理者は社債権者が誰であることを認識できない仕組みであることから、社債権者に対する社債権者集会開催の案内の周知方法についても工夫する必要がある。

今般、個人向け社債のように多数の社債権者が存在する銘柄であっても、関係者が社債権者集会の関連事務を円滑に行うことが可能となるよう証券保管振替機構（以下「機構」という。）では、制度参加者と協同して「社債権者集会の開催事務の効率化ガイドライン（標準モデル）」を策定した<sup>(注)</sup>。

(注) 2021年末のLIBORの恒久的な公表停止に伴うLIBOR参照銘柄の参照金利変更に係る社債権者集会の開催による口座管理機関及び機構等における事務負担増大を回避するための関係者の検討において、個人向け社債に係る社債権者集会を開催する場合の問題意識が醸成され、本ガイドラインを策定するに至った。

内 容	備 考
<p>1. 概要</p> <p>本ガイドラインは、①口座管理機関が、社債権者から社債管理者に対する社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第86条に規定する証明書（以下、本ガイドラインにおいて「証明書」という。）の提示及び社債権者から発行者に対する議決権行使書の提示を取り次ぐこと並びに②社債管理者が、社債権者を介さず、口座管理機関に直接証明書を返還することにより、社債権者による発行者への本人確認書類の提示並びに口座管理機関による個別の社債権者への証明書の交付及び個別の社債権者からの証明書の返還受付を省略し、社債権者集会の運営事務を効率化する仕組みとしている。</p>	<p>※ 本ガイドラインで扱う用語の定義は、本ガイドラインで別に定める場合を除き、機構の「一般債振替制度に係る業務処理要領」（以下「業務処理要領」という。）のとおりとする。</p> <p>※ 本ガイドラインの対象とする銘柄は、業務</p>

社債権者集会の開催事務の効率化ガイドライン（標準モデル）

内 容	備 考
<p>なお、本ガイドラインは、発行者、社債管理者及び口座管理機関から本ガイドラインの利用要望がある場合に利用可能なものとする。ただし、発行者及び社債管理者から本ガイドラインの利用要望があり、対象銘柄を管理する口座管理機関のうち一部の口座管理機関において、本ガイドラインの利用要望がない場合には、本ガイドラインの利用要望のある口座管理機関のみ、本ガイドラインに基づく社債権者集会関連事務を行うものとし、発行者及び社債管理者は本ガイドラインの利用要望のない口座管理機関の取扱いを許容するものとする。（発行者及び社債管理者が本ガイドラインの利用を要望しない場合には、口座管理機関は本ガイドラインを利用することはできない。）</p>	<p>処理要領別紙 4-3「振替法第 86 条に基づく証明書の取扱い」において、対象とされている一般債（特別法人債及び外債も含む。）及び株式等振替制度で取り扱う新株予約権付社債とする。一般債については、社債情報伝達サービスの利用を前提とすることから、本ガイドラインを利用する発行者は当該サービスを利用可能な発行者である必要がある（発行体コードを有する発行者又は発行体コードを有しない発行者である場合には対象銘柄の元利金の支払方法として機関関与方式が選択されている必要がある。）。</p> <p>※ 本ガイドラインは社債管理者が設置される個人向け社債（額面 1 億円未満の振替債）での利用を想定したものである。</p> <p>※ 社債管理者不設置債において、本ガイドラインを利用する場合には、発行者は、発行者に代わり事務を取り扱う財務代理人（当該呼称に限らず、財務代理人の役割を担う主体を含む。）に対して、本ガイドラインに定める社債管理者の役割（口座管理機関からの証明書及び議決権行使書の受領、内容確認、発行者への議決権行使書の送付並びに口座管理機関への証明書の送付等）及び発行者との証明書の授受等を担うよう依頼し、当該事務</p>

社債権者集会の開催事務の効率化ガイドライン（標準モデル）

内 容	備 考
	<p>を委託する旨、契約手続等により合意する                      （この場合でも、財務代理人が担う役割は本ガイドラインに定める社債管理者の役割等にとどまる。また、財務代理人との調整がつかない場合には本ガイドラインを利用しない。）。なお、発行者は本ガイドラインの策定趣旨を踏まえ、社債権者集会開催に際して本ガイドラインの利用が必須ではないと考えられる場合（社債権者の全員同意による対応が可能な場合等）には、本ガイドラインを利用しない。</p> <p>※ 本ガイドラインでは、口座管理機関が取り次ぐ議決権行使書の受付の実務は、社債管理者が行い、社債管理者を経由して発行者に提示するものとして記載している。また、発行者は、取り次がれた議決権行使書の社債管理者への到達をもって、発行者自身に到達したものとみなす。</p> <p>※ 後述する個別の証明書は、左記の口座管理機関による取次対象には含まれない。</p> <p>※ 機構における本ガイドラインの利用は、口座管理機関同様に任意とする。</p> <p>※ 本ガイドラインは、電磁的方法による議決権の行使（会社法第 727 条）には対応していない。</p>

社債権者集会の開催事務の効率化ガイドライン（標準モデル）

内 容	備 考
<p>2. 社債情報伝達サービスの利用</p> <p>対象銘柄が一般債の場合には、発行者は、本ガイドラインを利用して、社債権者集会を開催する場合には、社債管理者の同意を得た上で、社債権者集会開催に関する事項を社債権者に伝達するために、社債権者集会開催の情報の公表後、速やかに機構に対して、社債情報伝達サービスの利用申込を行い、併せて本ガイドラインを利用する旨を連絡するものとする。</p> <p>また、発行者は、社債管理者の協力を得て、社債権者が口座管理機関に対して、証明書の発行等を依頼するために使用する「振替法第 86 条証明書発行・取次依頼書兼議決権行使書取次依頼書／議決権行使書（書面行使取次用）」（本ガイドラインを利用する口座管理機関への提出用）及び「振替法第 86 条証明書発行依頼書」（本ガイドラインを利用しない口座管理機関への提出用）を準備し、発行者のホームページ等に掲載した上で、社債情報伝達サービスにおける機構あて通知情報として、当該 URL を連絡する。</p> <p>これらの連絡を受けた機構は、口座管理機関に対して、社債情報伝達サービスによる社債権者集会開催の通知情報を通知するに際し、発行者から本ガイドラインの利用依頼を受けている旨を併せて通知する。</p>	<p>※ 社債情報伝達サービスの手続の詳細は、業務処理要領第 7 章「社債情報伝達サービスに係る手続」参照。</p> <p>※ 発行者は社債情報伝達サービスを利用する場合には、機構に対する社債情報伝達サービスの利用申込に先立って、公告等にて当該社債権者集会開催の情報を公表するものとする。</p> <p>※ 社債権者集会開催の情報の公表から社債権者集会の開催日までの期間は原則として 4 週間以上の期間を設けることとする（書面による議決権行使の期限は、社債権者集会の招集通知を発した日から 2 週間経過した日以後としなければならない（会社法施行規則第 172 条第 2 号））ことに加え、証明書の提出は社債権者集会の開催日の 1 週間前までに行う必要がある（振替法第 86 条第 2 項）ことから、口座管理機関における作業日程を勘案し余裕をもったスケジュールとする必要があることに留意する。）。</p> <p>※ 「振替法第 86 条証明書発行・取次依頼書兼議決権行使書取次依頼書／議決権行使書（書面行使取次用）」及び「振替法第 86 条証</p>

社債権者集会の開催事務の効率化ガイドライン（標準モデル）

内 容	備 考
<p>3. 本ガイドラインを利用する旨の連絡等</p> <p>対象銘柄が一般債の場合には、機構から、社債情報伝達サービスの通知情報とともに、発行者から本ガイドラインの利用依頼を受けている旨の通知を受けた口座管理機関は、本ガイドラインを利用する場合に</p>	<p>明書発行依頼書」の書式のモデルは別紙 1、2 参照。</p> <p>※ 対象銘柄が新株予約権付社債の場合には、発行者は、社債権者集会の招集に先立って、総新株予約権付社債権者通知により社債権者を特定するとともに、機構に対する総新株予約権付社債権者通知の手續において本ガイドラインを利用する旨を連絡する（このため、左記の社債情報伝達サービスは利用しない。）。機構は口座管理機関に対する総新株予約権付社債権者通知日程案内に併せて、当該銘柄が本ガイドラインを利用する旨を通知する。また、発行者は、総新株予約権付社債権者通知により特定した社債権者に対して、直接に社債権者集会の招集通知、参考書類、議決権行使書（後述する「振替法第 86 条証明書発行・取次依頼書兼議決権行使書取次依頼書／議決権行使書（書面行使取次用）」及び「振替法第 86 条証明書発行依頼書」）及び後述する「本ガイドラインを利用する口座管理機関一覧」を送付する。</p> <p>※ 口座管理機関から社債管理者へ本ガイドラインを利用する旨の連絡は、電話又はメー</p>

社債権者集会の開催事務の効率化ガイドライン（標準モデル）

内 容	備 考
<p>は、社債管理者に対して、その旨を連絡する。</p> <p>本ガイドラインを利用する口座管理機関は、社債権者に対して、社債情報伝達サービスによる社債権者集会開催の通知情報を通知する際に、①当該口座管理機関で証明書及び議決権行使書の取次ぎを行っていること、②当該口座管理機関に証明書の発行等を依頼する場合には「振替法第 86 条証明書発行・取次依頼書兼議決権行使書取次依頼書／議決権行使書（書面行使取次用）」を利用して依頼すること、③当該口座管理機関に対する「振替法第 86 条証明書の発行・取次依頼書兼議決権行使書取次依頼書／議決権行使書（書面行使取次用）」の提出期日を併せて通知する。</p> <p>一方、本ガイドラインを利用しない口座管理機関は、社債権者に対して、社債情報伝達サービスによる社債権者集会開催の通知情報を通知する際に、①当該口座管理機関で証明書及び議決権行使書の取次ぎを行っていないこと、②当該口座管理機関に証明書の発行を依頼する場合には「振替法第 86 条証明書の発行依頼書」を利用して依頼することを併せて通知する。</p>	<p>ル等、適宜の方法により行う。</p> <p>※ 社債権者から口座管理機関への「振替法第 86 条証明書発行・取次依頼書兼議決権行使書取次依頼書／議決権行使書（書面行使取次用）」の提出期日は、社債管理者への証明書の提出期限が社債権者集会開催日の 1 週間前の日（必着）である（振替法第 86 条第 2 項）ことを勘案して、口座管理機関ごとに定める。</p> <p>※ 本ガイドラインを利用しない口座管理機関は、業務処理要領別紙 4-3「振替法第 86 条に基づく証明書の取扱い」に基づき、社債権者からの証明書の発行依頼を受け付け、証明書を交付する。</p> <p>※ 機構が本ガイドラインを利用する場合には、その旨を社債管理者及び機構加入者に連絡する。</p> <p>※ 対象銘柄が新株予約権付社債の場合には、機構から総新株予約権付社債権者通知日程案内とともに、発行者から本ガイドラインの利用依頼を受けている旨の通知を受けた口座管理機関は、本ガイドラインを利用する場合には、社債管理者に対して、その旨及び社債権者から口座管理機関への「振替法第 86 条証明書発行・取次依頼書兼議決権行使書取</p>

社債権者集会の開催事務の効率化ガイドライン（標準モデル）

内 容	備 考
<p>4. 本ガイドラインを利用する口座管理機関における証明書及び議決権行使書の取次手続</p> <p>(1) 社債権者による証明書発行・取次依頼及び議決権行使書の取次依頼</p> <p>本ガイドラインを利用する口座管理機関は、社債権者から対象銘柄に係る「振替法第 86 条証明書発行・取次依頼書兼議決権行使書取次依頼書／議決権行使書（書面行使取次用）」を受け付けるにあたって、社債権者から、次に掲げる事項を記載されていることを確認する。</p> <p><b>【振替法第 86 条証明書発行・取次依頼書兼議決権行使書取次依頼書】欄</b>                  証明書の交付請求を行う社債権者の氏名又は名称及び住所</p>	<p>次依頼書／議決権行使書（書面行使取次用）」の提出期日を連絡する。発行者は、社債管理者に本ガイドラインを利用する口座管理機関を確認し、本ガイドラインを利用する口座管理機関及び当該口座管理機関ごと「振替法第 86 条証明書発行・取次依頼書兼議決権行使書取次依頼書／議決権行使書（書面行使取次用）」の提出期を一覧化した「本ガイドラインを利用する口座管理機関一覧」を作成する。</p> <p>※ 社債権者は、左記の対象となった一般債の銘柄の金額について、証明書の返還手続が完了するまでの間、振替の申請、抹消の申請を行うことはできない（【振替法第 86 条証明書発行・取次依頼書兼議決権行使書取次依頼書】欄にその旨が記載されている。）。</p> <p>※ 口座管理機関は、届出印欄の押印を不要と</p>

社債権者集会の開催事務の効率化ガイドライン（標準モデル）

内 容	備 考
<p>【議決権行使書（書面行使取次用）】欄 議案に対する賛否</p> <p>(2) 社債権者の振替口座簿の口座残高の凍結 本ガイドラインを利用する口座管理機関は、社債権者から「振替法第 86 条証明書発行・取次依頼書兼議決権行使書取次依頼書／議決権行使書（書面行使取次用）」を受け付けた場合には、当該証明書の発行依頼の対象となった銘柄について、口座残高の凍結を行う。</p> <p>(3) 口座管理機関による証明書の作成 本ガイドラインを利用する口座管理機関は、社債権者から「振替法第 86 条証明書発行・取次依頼書兼議決権行使書取次依頼書／議決権行使書（書面行使取次用）」を受け付けた場合には、証明書及び議決権行使書の取次希望の有無を確認し、取次希望のある社債権者については、次に掲げる事項を記載した複数の社債権者の情報を記載したリスト形式の証明書（以下「リスト形式の証明書」という。）を作成する。なお、当該証明書には、社債管理者が当該口座管理機関に連絡する場合の連絡先（口座管理機</p>	<p>する場合には、押印以外の方法で社債権者本人であることを確認する。</p> <p>※ 複数の口座管理機関において、対象銘柄が管理されている社債権者は、左記の議案に対する賛否を異なる内容で議決権行使した場合には、不統一行使として、議決権行使が無効となる場合があるので留意する。</p> <p>※ 社債権者は、議決権の不統一行使を行う場合には、本ガイドラインの対象外となるため、口座管理機関から後述する個別の証明書の交付を受け、自身で議決権行使を行う。</p> <p>※ リスト形式の証明書の書式のモデルは別紙 3 参照。</p> <p>※ 個別の証明書は、業務処理要領別紙 4-3 「振替法第 86 条に基づく証明書の取扱い」 3. (3) 口座管理機関による証明書の交付</p>



社債権者集会の開催事務の効率化ガイドライン（標準モデル）

内 容	備 考
<p>関名、担当部署名、住所、電話番号及びメールアドレス等）を記載する。</p> <p>また、証明書及び議決権行使書の取次希望のない社債権者（社債権者集会に出席する社債権者又は書面での議決権行使を自ら行う社債権者）については、次に掲げる事項を記載した証明書（以下「個別の証明書」という。）を作成し、社債権者に交付する。</p> <p>① 社債権者の氏名又は名称及び住所</p> <p>② 対象銘柄の名称</p> <p>③ ①の社債権者が保有する対象銘柄の金額</p> <p>④ ①の社債権者が信託の受託者であるときは、その旨及び③のうち信託財産であるものの金額</p> <p>⑤ 対象銘柄に係る処分の制限に関する事項</p> <p>⑥ 対象銘柄の証明書の金額の総額及びリスト形式の証明書又は個別の証明書の内訳（個別の証明書は発行した証明書ごとの金額別の明細を含む。）</p> <p>⑦ その他必要な事項</p> <p>（４）社債管理者へのリスト形式の証明書及び議決権行使書の取次ぎ</p> <p>本ガイドラインを利用する口座管理機関は、社債権者から受領した「振替法第 86 条証明書発行・取次依頼書兼議決権行使書取次依頼書／議決権行使書（書面行使取次用）」及び（３）口座管理機関による証明書の作成にて作成したリスト形式の証明書について、必要に応じて写しを取った上で、社債管理者に原本を取り次ぐとともに、その旨を連絡する。なお、これらの手続は、社債権者集会開催日の 1 週間前までに社債管理者に到達するよう行うものとする。</p>	<p>で規定する証明書と同様のもの。</p> <p>※ 左記の④及び⑤の事項は、リスト形式の証明書の備考欄に記載する。</p> <p>※ 対象銘柄が新株予約権付社債の場合であって、新株予約権の目的である株式が外国人制限銘柄であり、新株予約権付社債権者が外国人等であるときはその旨を備考欄に記載する。</p> <p>※ 左記の社債管理者への到達期限は、証明書の提出は社債権者集会の開催日の 1 週間前までに行う必要がある（必着）ためであり（振替法第 86 条第 2 項）、これに遅延する場合には、社債管理者は議決権行使に係る責任を負わない。</p> <p>※ 社債管理者は、口座管理機関から取り次がれた「振替法第 86 条証明書発行・取次依頼書兼議決権行使書取次依頼書／議決権行使書（書面行使取次用）」及びリスト形式の証</p>

社債権者集会の開催事務の効率化ガイドライン（標準モデル）

内 容	備 考
<p>(5) 償還が迫っている銘柄に係る取扱い（直接口座管理機関による機構への通知）</p> <p>直接口座管理機関は、証明書を発行した場合であって、当該証明書の対象となった銘柄の償還が迫っているとき又は直近下位機関から証明書を発行した旨の通知を受けたときには、当該直接口座管理機関の備える振替口座簿の自己口又は顧客口に記録された一般債の銘柄のうち、当該証明書の対象となった金額について、機構に対し、次に掲げる事項を記載した「証明書の交付又は返還に関する通知書」（以下「通知書」という。）を速やかに提出する。</p> <p>① 証明書の交付に係る通知である旨</p> <p>② 対象銘柄の名称</p> <p>③ 対象銘柄の ISIN コード</p> <p>④ 対象銘柄の金額</p> <p>⑤ 対象銘柄が記録されている口座の機構加入者コード</p> <p>⑥ 対象銘柄の証明書の金額の総額及びリスト形式の証明書又は個別の証明書の内訳（個別の証明書は発行した証明書ごとの金額別の明細を含む。）</p> <p>⑦ その他必要な事項</p>	<p>明書の確認を行う。</p> <p>※ 償還が迫っている銘柄は、証明書の発行日から社債権者集会の開催日の 30 日後の日までの間に、満期償還日又は繰上償還期日が到来する銘柄とする。証明書の発行期間中は、償還金の支払いができないので、償還手を停止するために、左記の事項を機構に通知する。</p> <p>※ 通知書は、発行した証明書に係る左記の情報を取りまとめて提出する。</p> <p>※ 直接口座管理機関は、Target 保振サイト接続により、通知書を提出する。</p> <p>※ 証明書を発行した口座管理機関が間接口座管理機関である場合であって、対象銘柄の償還が迫っているときには、当該間接口座管理機関は、その直近上位機関に対し、左記の事項を通知する。当該通知を受けた直近上位機関が間接口座管理機関である場合も同様とする。</p> <p>※ ④について、複数の社債権者につき証明書を発行した場合及び直近下位機関から証明書を発行した旨の通知を受けた場合には、そのそれらの金額の総額を記入する。</p>

社債権者集会の開催事務の効率化ガイドライン（標準モデル）

内 容	備 考
<p>(6) 償還が迫っている銘柄に係る取扱い（機構の備える振替口座簿の顧客口に係る口座残高の凍結）</p> <p>機構は、直接口座管理機関から通知書の提出を受けた場合には、機構の備える振替口座簿の顧客口に記録された一般債の銘柄のうち、当該通知書により、通知された金額に係る口座残高の凍結を行う。</p> <p>また、機構は、直接口座管理機関から提出を受けた通知書に個別の証明書に係る金額があるときは、社債管理者に対して、口座の凍結に係る情報を記載した書面を交付する。</p> <p>5. 証明書の返還手続</p> <p>(1) 社債管理者による証明書の返還</p> <p>社債管理者は、対象銘柄に係る社債権者集会が終了し、社債権者から口座管理機関の取次ぎによる提示を受けているリスト形式の証明書の使用を終えたときは、当該口座管理機関に対して、リスト形式の証明書を速やかに返還する。また、社債管理者は、同様に社債権者から提示を受けている個別の証明書の使用を終えたときは、当該社債権者に対して、当該証明書を送付するとともに、社債権者が口座管理機関に対して速やかに当該証明書を返還するよう連絡する。</p>	<p>※ ⑤について、機構加入者コード（7桁）を記入する。</p> <p>※ 機構は、原則として、通知書の受領日の翌営業日の正午までに口座残高を凍結する。</p> <p>※ 機構は、当該通知の対象となった一般債の銘柄の金額について、元利金の支払手続の対象（満期償還及び全額繰上償還を除く。）とする。</p> <p>※ 左記の必要な情報は、業務処理要領別紙4-3「振替法第86条に基づく証明書の取扱い」3.（6）償還が迫っている銘柄に係る取扱い（機構による支払代理人への通知）で規定する通知事項と同様のもの。</p> <p>※ 証明書が口座管理機関に返還されないと、口座管理機関が証明書の返還に係る口座残高の凍結の解除を行うことができないため、社債管理者は速やかに返還する。</p> <p>※ 口座管理機関によるリスト形式の証明書の受領をもって、社債権者が口座管理機関に当該証明書を返還したとみなす。</p>

社債権者集会の開催事務の効率化ガイドライン（標準モデル）

内 容	備 考
<p>(2) 社債権者の振替口座簿の口座残高の凍結解除</p> <p>口座管理機関は、社債管理者からリスト形式の証明書又は社債権者から個別の証明書の返還を受けた場合には、当該証明書の返還に係る口座残高の凍結の解除を行う。</p> <p>(3) 償還が迫っている銘柄に係る取扱い（直接口座管理機関による機構への通知）</p> <p>直接口座管理機関は、3（4）償還が迫っている銘柄に係る取扱い（直接口座管理機関による機構への通知）により、機構に対して通知書を提出している場合であって、社債管理者又は社債権者から証明書が返還されたとき又は直近下位機関から証明書が返還された旨の通知を受けたときには、証明書の返還の対象となった金額について、機構に対し、次に掲げる事項を記載した通知書を速やかに提出する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 証明書の返還に係る通知である旨</li> <li>② 対象銘柄の名称</li> <li>③ 対象銘柄の ISIN コード</li> <li>④ 対象銘柄の金額</li> <li>⑤ 対象銘柄が記録されている口座の機構加入者コード</li> <li>⑥ 対象銘柄の証明書の金額の総額及びリスト形式の証明書又は個別の証明書の別</li> <li>⑦ その他必要な事項</li> </ol>	<p>※ 口座管理機関は、社債権者から個別の証明書の返還がされない場合には、必要に応じて、社債権者に対して当該証明書の返還を督促する（償還が迫っていない銘柄として直近上位機関に証明書を発行した旨を通知していない場合であって当該証明書が返還されないまま対象銘柄の償還日が迫ってきたときは機構にその旨を連絡する。）。</p> <p>※ 通知書は、証明書の返還を受ける都度、提出する。</p> <p>※ 直接口座管理機関は、Target 保振サイト接続により、通知書を提出する。</p> <p>※ 証明書の返還を受けた口座管理機関が間接口座管理機関である場合であって、証明書を取り次いだ旨を直近上位機関に通知しているときには、当該間接口座管理機関は、その直近上位機関に対し、必要な事項を通知する。当該通知を受けた直近上位機関が間接口座管理機関である場合も同様とする。</p> <p>※ ④について、複数の社債権者から証明書の返還を受けた場合及び直近下位機関から証</p>

社債権者集会の開催事務の効率化ガイドライン（標準モデル）

内 容	備 考
<p>(4) 償還が迫っている銘柄に係る取扱い（機構の備える振替口座簿の顧客口に記録されている一般債の銘柄に係る口座残高の凍結解除）</p> <p>機構は、直接口座管理機関から通知書の提出を受けた場合には、証明書の返還に係る口座残高の凍結の解除を行う。</p> <p>また、機構は、直接口座管理機関から提出を受けた通知書が個別の証明書の返還に係る通知書であるときは、社債管理者に対して、口座残高の凍結の解除に係る情報を記載した書面を交付する。</p>	<p>明書の返還を受けた旨の通知を受けた場合には、その証明書に記載された金額の総額を記入する。</p> <p>※ ⑤については、機構加入者コード（7桁）を通知する。</p> <p>※ 機構は、原則として、通知書の受領日の翌営業日の正午までに、証明書の返還に係る口座残高の凍結の解除を行う。</p> <p>※ 左記の必要な情報は、業務処理要領別紙4-3「振替法第86条に基づく証明書の取扱い」5.（5）償還が迫っている銘柄に係る取扱い（機構による支払代理人への通知）で規定する通知事項と同様のもの。</p>

社債権者集会の開催事務の効率化ガイドライン（標準モデル）

内 容				備 考
<b>【事務フロー図】</b>				
	発行者/ 社債管理者	機構	口座管理機関	社債権者
社債権者集会招集の 公告・公表 (集会の4週間前まで)	社債権者集会の 招集通知			
社債情報伝達サービス による情報伝達	通知の申出	情報の通知、ガイド ラインの利用依頼	情報の通知	情報の確認
ガイドラインの利用申込			ガイドラインの 利用申込	
証明書発行・取次、議決 権行使書の取次依頼			証明書の発行、 取次依頼の受付	証明書の発行、 取次依頼
証明書・議決権行使書 の取次 (集会の1週間前まで)	証明書、議決権行使 書の受付		口座残高の凍結、 証明書の作成	
社債権者集会の開催			証明書、議決権行使 書の取次	
証明書の返還	証明書の返還		口座残高の 凍結解除	

※ 左記のイメージ図は、証明書及び議決権行使書の取次を行わない場合及び対象銘柄が新株予約権付社債の場合のフローは省略している。

以 上